

しょうしん NOW2026

しょうしんをより一層ご理解いただくために

——— しょうしん 中期経営計画 ———

VISION 2030

「全力投球」～継続と変革～

- ▷ “しょうしんブランド” の一層の向上
- ▷ 多様なウェルビーイング



経営理念

1. しょうしんの経営は組合員の相互扶助と共存共栄の実を上げることが基本とする。
2. しょうしんの業務の原点は、地元へ愛され、信頼され、そして地元へ貢献することにある。

中期経営計画 2023年 to 2030年

～融資残高2,000億円・預金残高3,000億円への道～

- コミュニケーションが豊かな企業の実現
- 職員の働きがい向上
- 女性職員の一層の活躍を推進
- 地域社会への貢献活動の推進

多様な
ウェルビーイング
に向けて

VISION 2030

『全力投球』
～継続と変革～

“しょうしんブランド”
の一層の向上
に向けて

- 事業性融資への取り組みの拡充
- 融資量増加に合わせた預金量アップ
- バランスの取れた適切なリスク管理体制の整備
- 営業部店の生産性向上への取り組みの継続
- 営業エリア拡充と店舗リニューアルへのスピード感のある対応

コーポレートマーク



しょうしんの頭文字である“S”や岐阜らしさを
思わせる長良川の流れに加え、情報社会における
人間味豊かなコミュニケーションをイメージした、
情報の波とサービスの“S”を表現しています。

マスコットキャラクター



たまるちゃん

かりくん

CONTENTS

経営理念/経営ビジョン	1
ごあいさつ	2
業績のご報告	3
当組合のあゆみ	3
地域密着型金融の取組み	5
地域活性化に関する取組み	9
しょうしんクラブのご紹介	10
経営管理の体制	11
リスク管理体制	14
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	15
総代会	16
営業インフォメーション	17
事業の組織/役員一覧	18
決算の状況	19
損益の状況	23
業務の状況	23
自己資本の充実の状況	26
役員等の報酬体系	36
店舗一覧	37
索引	38



ごあいさつ



理事長 細野 克也

令和7年度は、日経平均が5万円を突破し、その後も最高値の更新を重ねるなど、日本経済にとって明るい話題もありましたが、円安・物価高による原材料費や人件費の高騰など、事業者の皆様を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、当組合の経営を振り返りますと、預金面では特別金利の定期預金「プレミアム定期預金」が好調に推移し預金残高は増加いたしました。また、地元事業者の皆様の資金需要に積極的に応え、貸出金残高も順調に増加いたしました。その結果、金融機関の本業利益を示すコア業務純益は、前年度に引き続きリーマンショック以降の最高益を更新いたしました。

「しょうしん」はこれまで「地元で頑張る事業者を応援する金融機関」をモットーに、事業性融資を中心とした経営を続けてまいりました。地道な営業活動を通して、多くの地元事業者と直接お会いし、お客様の声に耳を傾け、きめ細やかな提案を重ねることで、「しょうしんブランド」が着実に定着しつつあるという手ごたえを感じております。

令和7年度は那加支店、可児支店、笠松支店をリニューアルし、令和8年6月には岐阜県外で初めてとなる、一宮支店を新設オープンいたしました。大きな期待を胸に、今まで築いてきたご縁を大切にしながら、新たなお客様との出会いを楽しみに、これからも「しょうしん」は、地元地域社会に貢献し、愛され、親しまれ、信頼される信用組合となれるよう最善を尽くしてまいります。

令和8年7月

業績のご報告

事業の概況

令和7年度の当組合の業績を顧みますと、次のとおりであります。

預金残高が、前期末比2,413百万円増加し、255,193百万円(0.95%増)となり、貸出金残高は前期末比3,834百万円増加し、195,051百万円(2.00%増)となりました。

損益面では、経常収益が6,298百万円(前期比66百万円、1.06%増)、経常費用が5,841百万円(前期比307百万円、5.55%増)となりました。その結果、経常利益は457百万円、当期純利益は271百万円となりました。

主な経営指標の推移

(単位 百万円)					
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
預金残高	255,348	260,208	263,996	252,780	255,193
貸出金残高	173,787	180,887	185,705	191,216	195,051
有価証券残高	80,580	80,438	79,604	76,265	71,795
経常収益	5,367	5,256	5,578	6,232	6,298
経常利益 (または経常損失)	1,081	789	508	698	457
当期純利益 (または当期純損失)	701	495	456	336	271
総資産額	305,920	296,421	293,372	291,818	289,281
純資産額	21,365	21,560	22,324	21,075	20,782
自己資本比率(単体)	10.66%	11.14%	11.38%	12.21%	12.00%
出資総額	9,247	10,191	11,151	12,125	12,782
出資総口数(口)	14,494,225	16,383,953	18,303,554	20,250,928	21,564,654
出資に対する 配当金	普通出資	124	145	161	183
	優先出資	29	29	32	36
組合員数	64,403人	63,387人	63,672人	63,753人	64,860人
職員数	298人	316人	324人	331人	332人

※残高計数は、期末日時点のものです。

※「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

※出資一口の金額は500円となっております。

※出資総額と出資総口数は優先出資を含みます。

当組合のあゆみ

昭和

28年 9月 岐阜市柳ヶ瀬通り5丁目において岐阜商工信用組合として設立
尾藤喜平治 理事長に就任
29年 9月 辻直吉 理事長に就任
30年 5月 旧本店を岐阜市今沢町17へ移転
33年 9月 杉山茂夫 理事長に就任
36年 12月 旧本店を改築
48年 9月 鬼頭慶男 理事長に就任
55年 9月 預金科目オンラインシステム稼働
58年 7月 預金量1,000億円達成
60年 6月 「しょうしんクラブ」発足
61年 5月 宮川晴男 理事長に就任

平成

2年 7月 全国キャッシュサービス(MICS)提携
3年 3月 預金量2,000億円達成
4年 5月 杉山正裕 理事長に就任
13年 4月 組合内ネットワーク完成

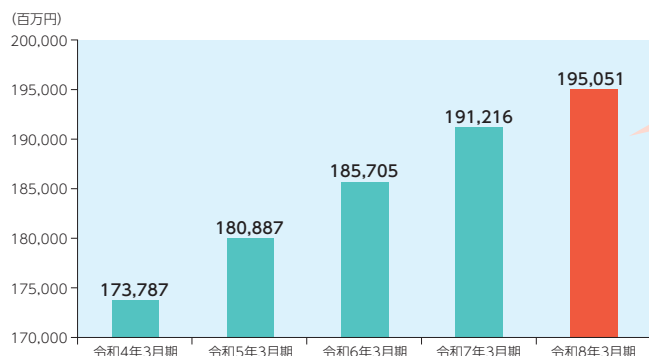
平成

20年 6月 中居和男 理事長に就任
21年 5月 信用組合共同オンライン加盟
23年 12月 しょうしんインターネットバンキング取扱開始
25年 1月 預金量2,500億円達成
28年 8月 東濃・加茂郡の営業エリアの拡大
10月 中居和男 会長に就任 森嶋篤男 理事長に就任
30年 3月 融資量1,500億円達成
11月 新本部・本店 竣工、岐阜市美江寺町2-4-3へ移転
2年 2月 当組合本部・本店建屋が岐阜市景観賞を受賞
5年 6月 愛知県北西部への営業エリアの拡大
6年 6月 森嶋篤男 会長に就任 細野克也 理事長に就任
7年 11月 可児支店を新築
8年 1月 近島支店を鸛山支店に統合
2月 笠松支店を新築
6月 岐阜県外で初めてとなる一宮支店を新設オープン

3

業績ハイライト

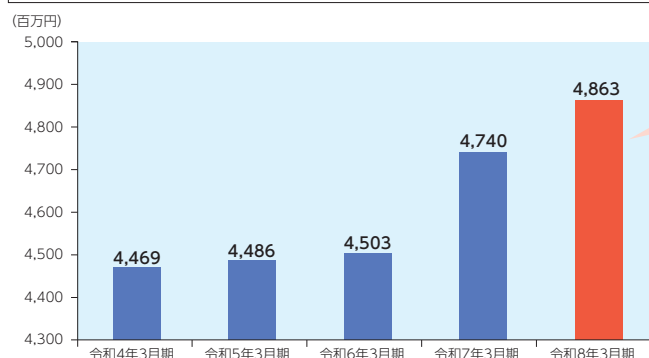
貸出金の状況



195,051百万円
前年比+3,834百万円

貸出金残高については、年々純増しています。令和7年度においても、特に、地元地域の中小個人事業者向け融資を中心に増加いたしました。

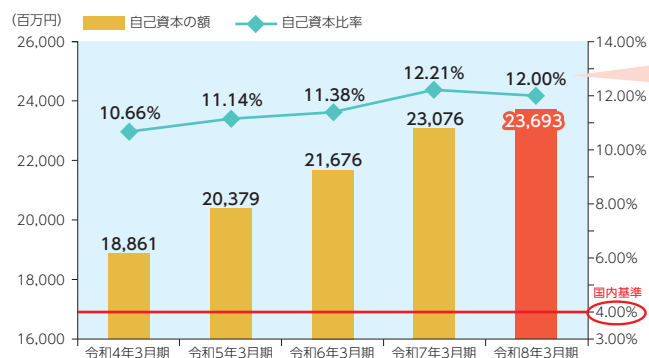
資金利益の状況



4,863百万円
前年比+122百万円

資金利益は金融機関の本来業務の収益力を表す値の一つです。中小個人事業者の方の事業性融資に積極的に取り組んだことで、着実に利益を計上しております。

自己資本の状況

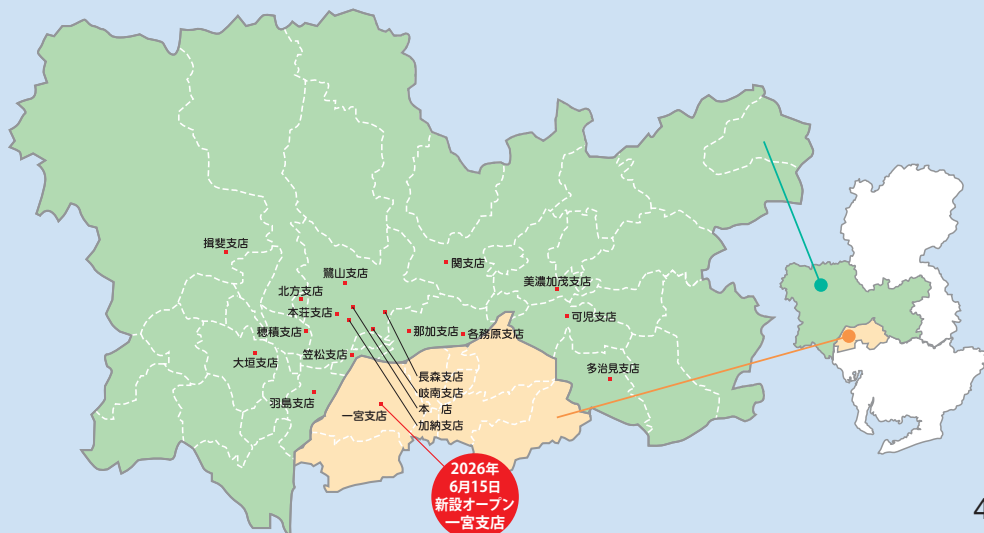


12.00%
前年比-0.21%

自己資本は、組合員の皆様の出資金や毎期の利益の積み上げの結果です。なお、当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回る水準で推移しており、安定した経営が図られております。

店舗網一覧

しょうしんは、岐阜市を中心とした岐阜県南部と愛知県北西部を営業エリアとしています。
令和8年6月には岐阜県外初となる一宮支店をオープンし、全19店舗で運営しています。
些細なことから、融資の相談まで最寄りの店舗で気軽にご相談ください。私たちが全力でサポートいたします。



地域密着型金融の取組み

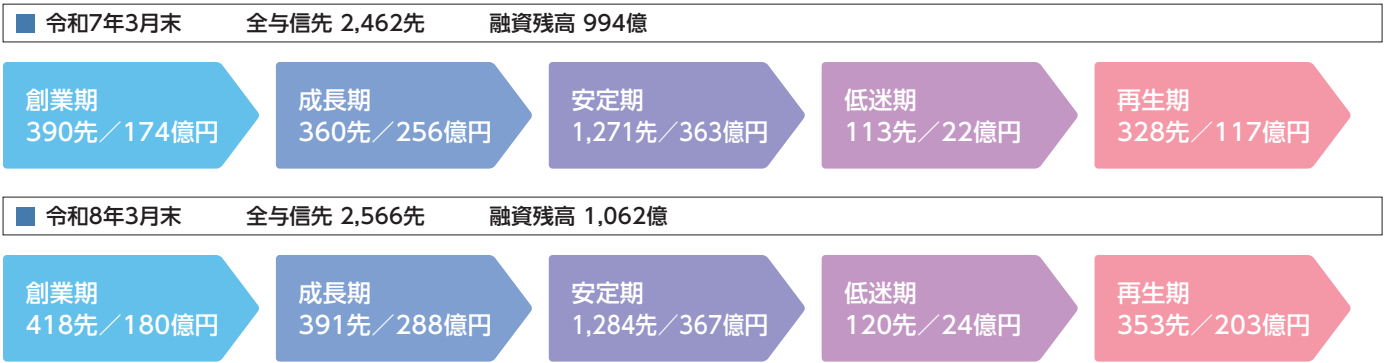
金融仲介機能の発揮 ～金融仲介機能のベンチマーク～

当組合は、地域に密着した地域金融機関としての社会的責任や使命を果たすべく、金融仲介機能を存分に発揮して、地域社会のより一層の発展に寄与できるよう、日々邁進しております。こうした中、平成28年度からは、金融庁が公表した、金融仲介機能のベンチマークを活用することで、地域のお客様からの金融仲介機能の見える化を図り、真に選ばれる・頼られる金融機関を目指していきます。以下に当組合が活用する主なベンチマークについて記載します。

〈金融仲介機能のベンチマーク〉

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

共通04 ライフステージ別の与信先数／融資残高 (決算資料を5期連続で徴求できている先を、集計対象としています。)



お取引先会社、個人事業主様はその経営状況によってさまざまなライフステージをお持ちですが、当組合はそれぞれのライフステージの特性やお取引先の状態に応じて、経営課題の把握・分析を行い、多方面からのバックアップ・サポートを継続的に行っていきます。

選択02 メイン取引先数の推移、及び、全取引先数に占める割合

	令和7年3月末	令和8年3月末
先数	1,692先	1,736先
全先数に占める割合	36.58%	36.82%

当組合をメイン取引金融機関としてくださるお客様の数、全先数に占める割合は増加しております。これからも、より多くの方にしょうしんファンになっていただけるよう、努力してまいります。

選択11 中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証つき融資額の割合、及び、100%保証つき融資額の割合

	令和7年3月末	令和8年3月末
中小企業向け融資残高 ①	1,196億円	1,246億円
保証協会付融資残高 ②	144億円	151億円
②/①	12.04%	12.12%
100%保証付融資残高 ③	64億円	59億円
③/①	5.35%	4.74%

お客様の事業の成長性や将来性を重視する事業性評価を確実に行うことで、担保や保証に依存しすぎないよう取り組んでいます。事業性をしっかりと見極めて、最適な提案をさせていただくためにも、当組合では日々職員の目利き力の向上に努めています。

以上の通り、今後とも積極的に金融仲介機能を発揮し、地域に根差した金融機関としての役割を果たしていきます。

本業支援に関する取組事例（お客様の声）

■創業支援（株式会社ひととき）

令和8年3月に岐阜県関市にサービス付き高齢者向け住宅「ひととき」を開設いたしました。私は介護事業に17年ほど関わり、利用者様やそのご家族様、一緒に働く職員や様々な職種の皆様からの声を聴いてきました。近年は、役員として介護事業の運営や職場の環境改善、社員育成等を経験する中で利用者様や関わる皆様が笑顔でいられるような施設を自分自身で開設したい気持ちが強くなりました。

開業に向けて模索をしている中で、ご縁がありしょうしんさんと出会いました。しょうしんさんは介護事業に精通しているため、私の想いや事業計画に対して理解していただきました。事業計画や資金調達に関して、アドバイスをいただき長年の夢であった施設開業にこぎつけることが出来ました。

これからも、社名の由来である「人と生きる」という思いを持って、関わっていくすべての皆様に感謝をしながら、笑顔でいられる施設をスタッフとともに成長させていきたいと思っています。



▲ 代表取締役 野口修平 様

■新分野支援（株式会社プロアングル）

平成30年5月に愛知県一宮市にて「株式会社プロアングル」を設立し、訪問介護事業所「友愛ケアサービス」を開設しました。

初めての福祉業界でしたが、関係事業所間のネットワーク構築を意識し、スキルや信用を高めることで、少しずつ認知していただけるようになりました。目標としていた施設を拠点とした事業展開として、令和6年から障がい福祉サービス利用者のためのグループホーム設立に取り掛かりました。ただ、大型プロジェクトのため資金調達に不安があったところ、事業計画を共に取り組んでいた建築施工会社からしょうしんさんを紹介されました。相談を重ねる中で我々の事業性を重視し、これまで取り組んできた実績と将来性や本質をしっかりと評価していただき、スピーディーな対応により、令和7年11月に日中支援型障がい者グループホーム「フィリア定水寺」を開所することができました。心より感謝申し上げます。



▲ 左) 代表取締役 管理者兼サービス管理責任者 高橋 昇 様

これからも、「新たな視点で未来を想像する」という我々の理念のもと、常に新しい変化や挑戦を恐れず地域社会と共に成長し、信頼できるパートナーとしてサポートしていただけるよう我々も精一杯努力してまいります。

■事業承継支援（関なのはな整形外科）

令和8年1月に岐阜県関市にて東隆雄氏が経営する「あずま整形外科」を事業承継致しました。私は中濃地区の整形外科分野に長年携わってきた経緯もあり、今回関市での事業承継を決意致しました。

しかし、事業承継に伴う手続きや事業計画の策定などは分からず、自身も医師としての日常業務が忙しく、中々関与できない状況にありました。その中、しょうしんさんからは事業計画の策定から各所関係者とのマッチアップまで細かく支援して頂きました。そのおかげもあり、今年1月に事業承継が実現できました。

これからも今までの経験を活かして開業医として地域の皆様の健康を支えるために頑張りたいと思います。



▲ 左) 院長 波頭経俊 様 右) 看護師 波頭 香 様

中小企業の経営支援等に関する取組み方針

1. 新規融資への取組み

新規融資にあたっては、不動産担保や個人保証に過度に依存しないよう、ABL※1の活用や経営者保証ガイドライン※2に準じた取扱いに取り組んでいるほか、決算書等の数値に表れない企業の技術力・販売力や、成長性・将来性などの定性的な情報も判断材料として、お客様の経営実態の十分な把握に努めております。

- ※1 ABL(アセット・ベースド・レンディング)とは、企業などが保有する不動産以外の「在庫」「売掛金」「機械設備」などを担保とする融資手法であり、当組合では、お客様の不動産保有の多寡に関わらず資金需要にお応えできる体制を整えています。
- ※2 経営者保証ガイドラインとは、「中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証」の課題解決に向けて、中小企業等や経営者等、金融機関等が果たすべき役割を具体化したもので、平成26年2月1日より適用されています。

2. 事業再生・中小企業金融の円滑化

金融の円滑化に向けた取組み方針を以下のとおり定め、態勢の整備、充実を図っております。

- お客様個々の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に取り組んでまいります。
- 自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
- お客様の真の意味での経営改善が図られるよう、中小企業活性化協議会などの外部機関を積極的に活用してまいります。

態勢整備

1. 外部機関との連携

地域プラットフォーム『がんばる企業応援ネットワークぎふ』

中小企業庁の提唱する「ワンストップ総合支援事業(旧、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業)」の取組みとして、岐阜県商工連合会が代表機関を務める、地域プラットフォーム『がんばる企業応援ネットワークぎふ』に参加しています。

当プラットフォームは、県下46商工会、15商工会議所、県信用保証協会、6信用金庫、3信用組合で構成されており、当組合は、県下3信用組合の取り纏め機関として、運営に携わっております。

今後も、当プラットフォームを通して行われる、『専門家派遣制度』等を積極的に活用して、お取引先事業者が抱える様々な課題の解決にあたってまいります。

また、お取引先事業者の一層の経営支援にあたることを目的として、平成26年4月1日に、当プラットフォーム構成機関内“包括的連携協定”を締結しております。

当包括的連携協定では、商工団体の持つノウハウと、金融機関の持つ資金調達機能を上手く連携し協働してお取引先事業者の支援に積極的にあたってまいります。

一般社団法人 岐阜県中小企業診断士協会

平成23年12月27日に『岐阜県内における中小企業者の安定及び経営基盤の強化』を目的として、相互に連携して中小企業の活動を支援することについての覚書を締結しております。

専門の見地から経営改善に取り組む必要があると判断されるお客様に対して当協会を紹介するほか、組合職員の能力向上に資するため、研修実施などの連携を図ってまいります。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部との連携協定

令和2年2月26日に岐阜県内の企業の働き方改革を実現するため、地域の企業の活性化とそれを担う人材の育成及び生産性向上を図ることを目的に連携協定を結びました。

第一勧業信用組合との地域創生における連携協定

令和2年3月19日に第一勧業信用組合と相互扶助の精神に基づき、両信用組合が持つノウハウやネットワークを活かした連携協定を行うことで、地域社会の発展やお客様の幸福に貢献することを目的に連携協定を結びました。

株式会社商工組合中央金庫とのシンジケートローン業務提携

令和5年10月31日に株式会社商工組合中央金庫と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」を締結しました。大口の資金調達や財務構造改善等に取り組む中小企業を後押しするため双方のネットワークを活用し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

日本政策金融公庫との危機事象発生における業務連携

令和7年7月16日に日本政策金融公庫と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しました。

危機事象発生時における連携を行い、地域の事業者に対する円滑な金融サービスの提供を継続し、地域経済の復興・発展を図ってまいります。

2. 外部機関の活用

岐阜県中小企業活性化協議会

お取引金融機関が複数にわたるなど金融機関間での調整が必要な再生事案には、中小企業活性化協議会の活用が効果的です。

お客様、中小企業活性化協議会、当組合を含む金融機関の3者間で連携して、経営改善計画書の策定や計画実行のための各施策に取り組んでおります。

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点

令和2年10月に岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点と岐阜県プロフェッショナル人材サテライト拠点運営業務委託契約を締結しました。中小事業者等の成長に必要となるプロフェッショナル人材像を具現化し、その人材ニーズに対して「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」と連携して取り組んでおります。

REVICareer (レビキャリ)

令和8年2月より取り扱いを開始した地域経済活性化支援機構 (REVIC) が運営する人材プラットフォームです。

大企業から中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域の中堅・中小企業による大企業人材の確保を後押しすることにより、企業の経営革新・生産性向上を図り、地域経済を活性化することを目的に設立されたもので、これを通じて経営人材支援に取り組んでまいります。

取組み状況

1. 取組み事例

当組合ではお客様のライフステージ (a.創業・新事業開拓、b.成長段階、c.経営改善・事業再生・業種転換) に応じて、専門部署による適切なアドバイス、支援を実施しております。

a. 創業・新事業開拓

支援体制	支援内容
創業にあたっては、事業計画の策定や、事業資金の確保など、様々な課題を解決していく必要があります。当組合では、特に、若者や女性、脱サラ希望者など、多くの不安を抱える方々をサポートするため、専門部署による支援体制を強化しています。	●事業計画の策定支援 ●創業に伴う運転資金、設備資金などの金融支援 ●資金繰り相談 他

b. 成長段階

支援体制	支援内容
成長段階では、新たな設備投資や増加運転資金の確保が必要となる一方で、事業の効率化など、事業計画の再策定を検討する時期に入ります。当組合では、お客様の成長に最適なプランを親身になって考え、専門部署による協働支援を実行しております。	●新たな設備資金、増加運転資金などの金融支援 ●お借入れの一本化等による返済計画の見直し ●事業計画の再策定支援 他

c. 経営改善・事業再生・業種転換など

支援体制	支援内容
再生段階においても、抜本的な経営改善計画の策定や債務の一本化による資金繰りの改善、専門家のアドバイスによる課題の改善など、その手法は様々です。当組合では、最適な再生スキームを親身になって考え、専門部署による協働支援を実行しております。	主な、活用機関・制度は以下の通りです。 ●中小企業活性化協議会 ●専門家派遣制度 他

地域活性化に関する取り組み

地元とともに発展してきたしょうしんの「地元を応援したい!もっと地元を盛り上げたい!」という思いが数々の取り組みを紹介します。

地元の行事を盛り上げたい!

毎年4月に行われる「道三まつり」や、定期的に行われる「長良川清掃」などの各種イベントに参加しています。

令和8年は「ぎふ長良川花火大会」に特別協賛し、職員個人が運営ボランティアに参加するなど地域行事を盛り上げます。



道三まつり



長良川清掃



ぎふ長良川花火大会 特別協賛



運営ボランティア

地元のスポーツ・文化活動を応援したい!

職員がランナーとしても参加している地元ハーフマラソン大会を応援しています。

また、ヴァイオリンリサイタルに協賛し、若手芸術家の応援もしています。



本店営業部前でランナーを応援



ソプラノリサイタルに協賛

子どもたちに食の大切さを伝えたい!

子どもたちに食の絵を描くことにより、食の大切さを考えてもらう「お絵かきコンテスト」は、12回目の開催となり、夏の恒例イベントとなっています。今回は665人の子どもたちが参加してくれました。



募集ポスター



入賞作品展示inマーサ21

献血運動を応援したい!

日本赤十字社「献血サポーター」として、職員が献血に積極的に参加しています。

2024年からJAぎふ(本店)と協力して献血をしています。



献血に協力



大好きな地元の皆さんの活動を応援したい!

日頃からお世話になっている大好きなまちの活動を応援したいと営業店ごとの活動もしています。



北方ふれあいまつり(北方支店)



穂積ふれあいまつり(穂積支店)

しょうしんクラブのご紹介

しょうしんクラブは、しょうしんの組合員の積極的な企業活動の推進と会員相互の親睦を図ることを目的とし、昭和60年に設立されました。

講演会

各界の著名人・文化人を招いて講演会を開催しています。

■ 近年の主な講師

令和 6年 7月	明治大学文学部教授	齋藤 孝 氏
令和 6年 9月	料理研究家	土井 善晴 氏
令和 6年 12月	歌手・俳優・木版画家	ジュディ・オング 氏
令和 7年 1月	ヘルスケアオンライン株式会社代表取締役	谷田 昭吾 氏
令和 7年 2月	サイエンス作家	竹内 薫 氏
令和 7年 4月	お笑い芸人	島田 秀平 氏
令和 7年 7月	ウォーキングドクター	デューク更家 氏
令和 7年 10月	株式会社感性リサーチ代表取締役社長・人工知能研究者	黒川伊保子 氏
令和 7年 12月	歌手・俳優	中尾 ミエ 氏
令和 8年 2月	フリーアナウンサー	福澤 朗 氏
令和 8年 4月	落語家	立川志らく 氏



令和8年4月講演
立川 志らく 氏

親睦パーティー

年に2回、講演会のあとに「親睦パーティー」を開催しています。立食ビュッフェスタイルでお食事を楽しみながら情報交換、交流の場として、会員相互の親睦を深めていただいております。



トピックス

ATM出金手数料を全面無料化

令和7年10月31日から、当組合のATMで出金する際の利用手数料を無料としました。当組合キャッシュカードでの出金が対象で休日や夜間帯も無料となりました。

地域金融機関の殆どが運営に係るコスト等から休日や夜間帯に手数料を設けている中、お客様の利便性と満足度の向上を目的に実施し、地域に貢献したいと考えております。

新築移転リニューアルオープン 可児支店・笠松支店

令和7年11月17日に可児支店、令和8年2月16日に笠松支店が新築移転オープンしました。

どちらの外観も本店本部建物と同じグレー調の県産品タイルを使用したシックで落ち着いたデザインで統一しています。店内は、明るく開放感のある雰囲気でお客様にも好評です。また、職員の動線にも配慮した働きやすい環境を整えました。

今後もお客様の利便の向上を第一に、計画的な新築・リニューアルを実現していきます。



可児支店



笠松支店

愛知県初出店 新設オープン 一宮支店

令和8年6月15日に、愛知県初の店舗となる一宮支店がオープンしました。当組合の新規出店は30年ぶりとなります。

立地は、一宮の中心地でJR一宮駅の南東に位置しており、駅までは1.6km・徒歩20分の距離です。愛知県エリアの中核店舗として、稲沢市、江南市、岩倉市へのアクセスも良好です。

この出店は信用組合空白地域への出店により中小個人事業者の資金調達先の新たな選択肢を提供するものです。

当組合としては愛知県エリアへの効率的な営業活動による事業性融資の増強だけでなく、預金者の方にとっても利便性が大いに向上するものと考えています。

住所：愛知県一宮市北園通5丁目5番



一宮支店 外観



一宮支店 内観



オープンセレモニー

経営管理の体制

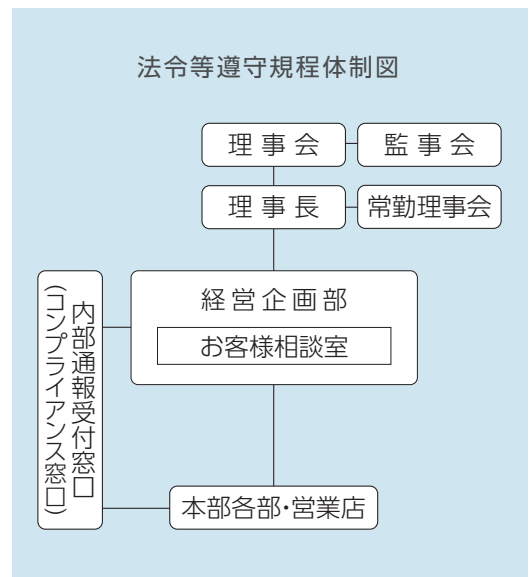
●法令等遵守(コンプライアンス)態勢

信用組合は、各種の法律や規制のもとに活動しています。たとえば「会社法」をはじめ、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」など様々なものがあります。

当組合では、これらの法律や規制に則り適正な業務を遂行するため、経営企画部の中にコンプライアンス担当を置くとともに、各本店にコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を置くことにより、組織的に法令を遵守する態勢を整備し、重点施策に基づき研修あるいは各種の指導・徹底を繰り返し実施することにより、法令等遵守態勢の強化に努めています。預金、融資、為替などに関する事務については、細部にわたり事務取扱要領を定めています。さらに、信用組合職員としての基本姿勢や行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、併せて定期的な研修を実施することで法令等遵守の意識を高める組織風土の醸成に努めております。

また、これらの事務取扱要領や規程は、文書管理システムとして全店統一管理されており、追加、修正がある場合には、通達等によりその趣旨を周知徹底させ、文書管理システムの更新をその都度行っています。さらに、文書管理システムを活用した集合研修、店内研修を実施しており、全職員が同じ基準で業務にあたるように徹底しております。

なお、当組合では平成14年度より外部監査法人(有限責任監査法人トーマツ)の法定監査を受けております。



●コンプライアンス基本方針

「コンプライアンス基本方針」は、当組合が金融機関として誠実かつ公正に業務を遂行するための法令等遵守に関する方針です。

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを自覚します。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

●コンプライアンス宣言

「コンプライアンス宣言」は、当組合の役職員一人ひとりが法令等を遵守し、お客様の信頼にお応えすることを内外に向けて宣言するものです。

1. 当組合の役職員は、お客様の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の原則とし、法令・社会的規範及びこれらに基づく組合内規程等を厳正に遵守します。
2. 当組合の役職員は、お客様とのお取引に際して金融取引に係る法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。
3. 当組合の役職員は、お客様に関する情報の取扱には細心の注意を払い、外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

令和7年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は433件(前年度420件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は24.69%(同22.62%)、「保証契約を解除した件数」は49件(同16件)、となっております。

●中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成21年12月4日に施行されました、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)が、平成25年3月末を以て期限を迎えたことに伴いまして、当組合では、同法終了後のお客さまからの貸付条件の変更等の申込みに対する方針を以下の通り定めております。

1. お客さま個々の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に取り組んでまいります。
2. 自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
3. お客さまの真の意味での経営改善が図られるよう、企業再生支援機構及び中小企業活性化協議会などの外部機関を積極的に活用してまいります。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

- 1. 組織としての対応** 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 2. 外部専門機関との連携** 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断** 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
- 4. 有事における民事と刑事の法的対応** 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止** 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

●マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の取り組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに岐阜県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該取引に制限をさせていただくことがございます。

●カスタマーハラスメントに対する基本方針

当組合がより良いサービスを提供するためには、お客さまや地域とのより良い関係性が必須であり、これがお客さまや地域の満足度向上につながると考えています。一方で、金融業界のみならず様々な業界でカスタマーハラスメントが社会問題化しており、業界横断的に、そして自治体においても条例化等の対応が図られています。当組合もこれを重大な問題であると考え、安心して働くことができる環境を整備することで、当組合職員の人権を尊重するとともに、より質の高いサービスをお客さまに提供しご満足いただける様に、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めています。

お客様により良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本方針を遵守いたします。お客さまにおかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

カスタマーハラスメントへの対応

- (1) カスタマーハラスメントとみられる事案が発生した場合、その事案がハラスメントに該当する内容かどうかを慎重に検証します。
- (2) その上で、カスタマーハラスメントに該当すると当組合が判断した場合には、組織として毅然とした態度で対応し、お取引を中止させていただくなどの対応をさせていただきます。
- (3) 悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察または弁護士等の外部機関への連絡、対応依頼をとらせていただきます。

職員への対応

- (1) カスタマーハラスメント対応について、相談窓口を設置するとともに、職員向け教育を行います。
- (2) カスタマーハラスメントの発生に際しては、迅速で適切に対処します。
- (3) カスタマーハラスメントの被害にあった場合には当事者職員のケアに努めます。

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融サービスの提供に関する法律第10条に則り、金融商品の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の利益を守ることに努めます。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 当組合は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引いただくため、金融商品の内容やリスク等の重要事項を十分にご理解いただけるよう、分かりやすい商品説明に努めます。
3. 当組合は、お客様に断定的な判断を提供したり、事実と異なる情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、法令・諸規則を遵守し、誠実・公正な勧誘を心掛け、適正な勧誘が行えるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

●適切な保険募集を行うための方針

当組合は、適切な募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めております。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。

保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください。）

- 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

一部保険商品における法令上の販売制限について

- (1) 当組合が取扱う保険商品のうち、住宅関連の長期火災保険を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客様の範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。
- (2) 当組合に事業性融資の申込みをされている期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人）には、制限の課せられている保険商品をお取扱いすることができません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。
- (3) 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。
 - ①当組合から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容及び各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応します。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

キャッシュカード・インターネットバンキング犯罪への対応

●カード犯罪による被害にあわないために

偽造・盗難カード等による犯罪にあわないために、また、安心してご利用いただくために、キャッシュカードの管理は、次のとおり十分注意してください。

- 暗証番号は、生年月日、電話番号、車のナンバーなど、他人に推測されやすい番号の利用は避けてください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- キャッシュカードの暗証番号は、当組合ATMでも変更できます。
- 手帳、メモ用紙、キャッシュカードの裏面などに暗証番号を書いて保管することは避けてください。
- 当組合の職員や警察官などが暗証番号をお尋ねすることはありません。他人には教えないでください。
- 当組合の職員や警察官などがキャッシュカードを預りに訪問することはありません。
- 振込詐欺の被害防止のため、ATMコーナーでの携帯電話による通話を防いでください。
- キャッシュカードの取扱いで不審に思ったら、警察・当組合窓口へ連絡してください。

●インターネットバンキングを安全に使っていただくために

当組合は、インターネットバンキングサービスにおいて、個人向けサービスではリスクベース認証およびワンタイムパスワード機能、法人向けサービスでは電子証明書機能およびワンタイムパスワード機能、また、個人向け法人向け共通で「Phishwallプレミアム」をご提供しています。安全にインターネットバンキングを利用していただくために、これらの機能をご利用いただくとともに、以下についても注意してください。

- 当組合からのメールのアドレスの@マーク以降が「@shoushin.co.jp」ではないメールは、当組合からのメールではありません。
- 当組合を装ったメールにご注意ください。当組合では、メールでパスワードをいただくことは絶対にありません。
- お使いの端末のウイルス対策ソフトとOS（オペレーションシステム）は、常に最新にしてください。
- 怪しいサイトにはアクセスしないでください。

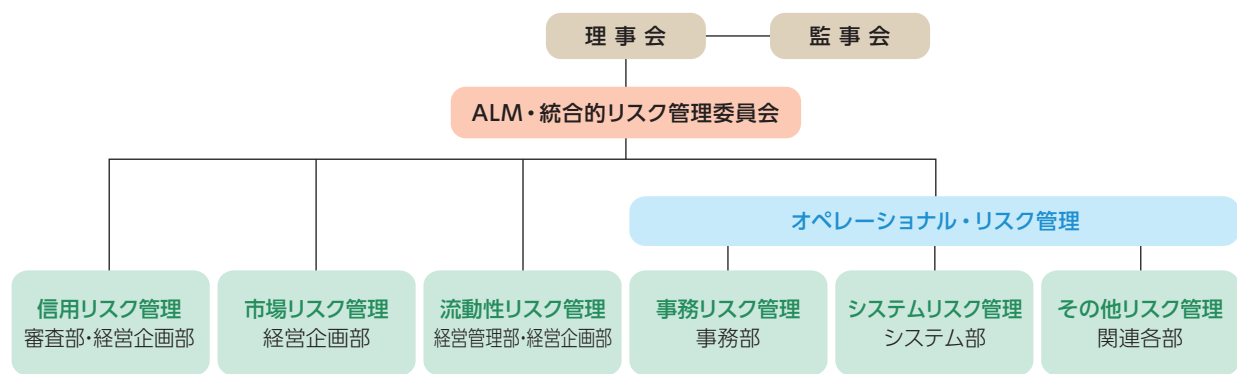
●偽造・盗難カード、インターネットバンキング等の被害にあってしまったら

万が一、偽造・盗難カード、インターネットバンキング等による犯罪の被害にあわれたり、カードを「紛失・盗難」された場合は、直ちに、最寄りの当組合本店へご連絡ください。また、「偽造・盗難」の際や、「インターネットバンキング」で被害にあった場合は、最寄りの警察にも届け出てください。

夜間・休日のご連絡先

信組情報サービス(株)信組ATMセンター
電話番号 058-249-0003

リスク管理体制



金融業務の多様化や国際化の進展に伴い、金融機関が抱えるリスクは複雑化、多様化しております。このような環境下、自己責任原則のもとにリスクを的確に管理する一方で、リスクに見合った適正な収益を確保することが求められております。

当組合では、リスク管理に関する方針を「統合的リスク管理方針」として定め、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理規程」として制定しており、さらに各リスクの管理要領に従って適切なリスク管理を実施しております。

区 分		取 組 み 内 容
統合的リスク管理体制		金融業務の遂行に不可避である各種リスクを組合全体の観点から分析・評価し、適切に管理することが、経営の健全性を維持するための最重要課題となっています。 当組合ではこのような考え方にに基づき、リスク統括部門がすべてのリスクを一元的に把握する体制を整備しています。また、計量化が可能なリスクを統合的に管理し、リスクの総量を自己資本の一定範囲内に抑えることで経営の健全化と安定性の向上に努めております。
信用リスク管理体制		信用リスクとは、取引先の経営状態の変化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり、当組合が損失を被るリスクをいいます。 信用リスク管理体制においては、組合内で厳格な審査基準を設けるとともに、審査部門を独立させることで、個別案件ごとに貸出の妥当性を十分にチェックして対応しております。さらに、自己査定を通じて融資を含めた全ての資産について、その健全性を検証するとともに、適正に償却・引当を実施しております。また、本部審査体制の充実とともに、各営業店融資担当者の審査能力の向上を目指して、融資研修等についても充実を図っております。
市場リスク管理体制		市場リスクとは、金利や為替、株式市場等の変動により、当組合の資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 市場リスク管理体制においては、「ALMシステム」（資産・負債総合管理）を活用して、金利リスクに対して適切に対応できる体制を整備しております。また、有価証券投資にあたっては、「有価証券運用基準」および「余裕資金運用規程」に基づいて運用しており、常に有価証券の金利リスク等を検証しつつ効率的な運用に努めております。さらに、市場リスク量の計量化にも取り組んでおり、VaR法、BPV法のほか、銀行勘定全ての科目を対象としたリスク量の計測も行っております。
流動性リスク管理体制		流動性リスクとは、必要な資金を確保できず、資金繰りに支障をきたしたり、通常より著しく不利な条件での取引を余儀なくされて、当組合が損失を被るリスクをいいます。 当組合の預貸率は「約75%」で、支払準備率は「100%」を超えており、支払い準備は万全です。（令和8年3月末）
オペレーショナル・リスク管理	事務リスク管理体制	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を被るリスクをいいます。 当組合では、皆様からの信頼にお応えできる事務処理を常に念頭において、日ごろから監査部による監査を定期的実施しており、事務処理が諸規程等に沿って正確に行われるように指導、徹底しております。また、店内検査を定期的実施しており、相互牽制とチェック体制の充実を図り、事務リスクの低減に努めております。
	システムリスク管理体制	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を被るリスクをいいます。 コンピュータシステムは、金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させることが重要です。当組合では、「災害・緊急時対策要領」および「緊急時営業店事務取扱要領」を制定しており、緊急時の行動手順が定められております。当組合は平成21年5月に自営オンラインから信用組合共同オンラインに移行いたしました。これによりシステムリスクを大幅に回避することができました。具体的には、信用組合共同オンラインの中核機関であるSKCセンターでは、ホストコンピュータの二重化やデータの外部保管など、コンピュータシステム障害に対し万全を期しております。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

●当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「経営企画部（お客様相談室）」をお願いいたします。

経営企画部
(お客様相談室)

住 所: 岐阜市美江寺町2-4-3
電話番号: 0120-007-882 (サービス番号「7番」をお選びください。)
受付時間: 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)

●苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

※ 詳しくは、当組合経営企画部（お客様相談室）へご相談ください。

名 称	東海しんくみ苦情等相談所（東海信用組合協会）	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住 所	〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日 時 間	月曜日～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時30分	月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く) 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当組合に対し迅速な解決を要請いたします。

●保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 (電話番号: 03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (電話番号: 03-4332-5241)

●岐阜県弁護士会または東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	愛知県弁護士会紛争解決センター	愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
住 所	〒500-8811 岐阜市端詰町22番地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10
電話番号	058-265-0020	052-203-1777	0564-54-9449
受付日 時 間	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前9時～午後5時	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前10時～午後4時 但し、あっせん・仲裁は、原則として月曜日～金曜日の午前10時～午後5時までの間に実施	

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前9時30分～午前12時 午後1時～午後4時	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前10時～午前12時 午後1時～午後4時	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前9時30分～午前12時 午後1時～午後5時

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※ 詳しくは、当組合経営企画部（お客様相談室）へご相談ください。

総代会

●総代会の位置づけ

信用組合は、組合員同士の「相互扶助」と「共存共栄」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することとなります。

しかし、当組合では組合員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当組合では組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会を設置しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。

また、当組合では総代に限定することなく、日常の業務活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

●総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年で、80歳定年制となっております。
 - ② 総代の定数は100人以上115人以内で、各選挙区毎の総代の定数は理事会で定めています。
- なお、令和8年4月1日現在の総代数は106人、組合員数は64,860人（※令和8年3月31日現在）です。

(2) 総代の選任方法

総代は組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代選挙規約に基づき選任されております。

(令和8年4月1日現在)

選挙区(店名)	総代定数	総代数	総代氏名/当選回数
本店営業部	10	10	伊藤 善男(◎) (株)印刷工房(3) 遠藤 猛(5) (有)寿司よし(3) 大建設計(株)(3) 所不動産(株)(3) 内藤 哲男(◎) (株)フォローズ(3) 宮川 俊博(6) 若山 雅彦(6)
加納支店	7	7	郷原 則子(5) (株)三建工業(◎) 福井 真一(9) 不破 欣昭(9) 安田 高志(8) (株)ヤマカ木材(3) 山田 英貴(5)
大垣支店	8	8	浅野 燃糸(株)(3) 小川 貴彦(9) 加納 敏男(6) 三 柏 (株)(5) (株)サンユウ(5) 中村 隆男(9) 福島 隆(2) 山田 康弘(3)
羽島支店	5	5	飯田耕一郎(◎) 梅田 篤史(2) (株) 魚 勝(2) 大橋 一成(8) 櫛田 昭裕(5)
那加支店	7	7	大野 晃嗣(2) 北川 政臣(5) 協和建設(株)(4) (有)岐南車体工業(5) 高橋 剛(2) 水野 亨(2) 深瀬建設(株)(3)
鷺山支店	10	10	上田 光男(6) 刈谷 敬三(9) 河合 通雄(9) クラレ(3) 小原 香織(7) スマートツール(株)(3) 波多野光裕(3) 武藤 司(5) 山下 和彦(8) 山田百合香(5)
北方支店	5	5	上野 敦(5) 小島 義弘(5) 西川 武憲(6) 日東興産(株)(◎) 廣瀬 哲之(6)
揖斐支店	7	7	大西 恵子(5) 医ORALISS(2) 清水 三博(6) (株)スター工業所(2) 西濃建設(株)(◎) 野原 昭弥(9) 税みらい会計(3)
関支店	6	6	青木 和也(5) 工藤 智(2) (株)杉山製作所(4) 青協建設(株)(◎) 田中 邦男(4) 村下 彰浩(2)
本荘支店	7	7	S S C (株)(4) (株)加藤物産(◎) 後藤 文秀(4) (株)山高商事(5) 大 東 (株)(◎) 中日技研(株)(4) 税 N E X T(3)
笠松支店	4	4	伊藤 健二(2) 井上 好典(5) 尾関 俊治(2) 谷口 佳久(2)
美濃加茂支店	5	5	片山 充(9) 金武 真司(2) (株)アノブニビルダ(3) 名和 勘二(6) 西川 眞樹(6)
多治見支店	3	3	佐藤 健(2) 則武 友記(7) 山村 寛(6)
岐南支店	7	7	天野純一郎(3) 黒田 隆(7) (株)弘報社(2) (株)パッケージネット(4) (株) 三 島(◎) ミタカ不動産(株)(2) 森瀬 博史(6)
各務原支店	4	4	奥村 義澄(◎) 鈴木 茂樹(3) (株)ナカシマ(2) (株)ライフプラン(4)
可児支店	3	3	(株)A and K(2) (株)ニシノ(4) (株)三和木(5)
穂積支店	3	3	堀 要(6) 武藤 永行(2) 吉安 信三(5)
長森支店	5	5	(株)アングロッシュ(3) 篠田須美子(5) (株) 尉 (2) 丹羽 和幸(7) 村瀬 賢一(7)

※50音順で記載しています。
※各氏名の後の数字は、当選回数を表します。また当選回数が10回以上となる場合には◎と表示しています。
※なお、総代名簿につきましては、各営業店に備え置いております。

●総代の属性別構成比

職業別	個人	15.4%	個人事業主	35.4%	法人役員	49.2%
年代別	40代以下	7.69%	50代	26.15%	60代	24.62%
					70代以上	41.54%
業種別	学術研究、専門・技術サービス業	26.56%	建設業	18.75%	製造業	12.50%
	不動産業	6.25%	医療、福祉	4.69%	卸売業、小売業	9.38%
	生活関連サービス業・娯楽業	1.56%	運輸業、郵便業	1.56%	飲食業	3.13%
					教育、学習支援業	3.13%
					その他	12.50%

●第73回通常総代会の決議事項

令和8年6月19日に開催された第73回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り可決されました。

報告事項

- (1) 第73期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
事業報告、貸借対照表、損益計算書について

議決事項

- 第1号議案 第73期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第74期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 資本準備金等の額の減少および剰余金の額の増加並びに優先出資の消却の件
- 第4号議案 定款変更の件
- 第5号議案 組合員の法定脱退に関する件
- 第6号議案 理事・監事任期満了に伴う選挙の件



営業インフォメーション

●主要な事業の概要

預 金 業 務	預金—当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金等を取扱っております。
貸 出 業 務	(イ)貸付—手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。 (ロ)手形の割引、でんさい割引
商品有価証券売買業務	取扱っておりません。
有 価 証 券 投 資 業 務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
内 国 為 替 業 務	送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っております。
外 国 為 替 業 務	取扱っておりません。
社債受託および登録業務	取扱っておりません。
金融先物取引等の受託等業務	取扱っておりません。
附 帯 業 務	(イ)債務の保証業務 (ロ)有価証券の貸付業務 (ハ)生命保険窓口販売業務、損害保険窓口販売業務 (ニ)代理業務 (a)全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会の代理貸付業務 (b)日本銀行の歳入復代理店業務 (ホ)地方公共団体の公金取扱業務 (ヘ)株式払込金の受入代理業務および株式配当金の支払代理業務

●預金商品

主な預金商品	
キャンペーン 定期預金	定期的に取扱期間を設け、お得な金利で取扱をしている定期預金商品です。
インターネット バンキング 定期預金	インターネットバンキング専用の定期預金商品です。
相続 定期預金	相続専用の定期預金として、お得な金利で取扱をしている定期預金商品です。

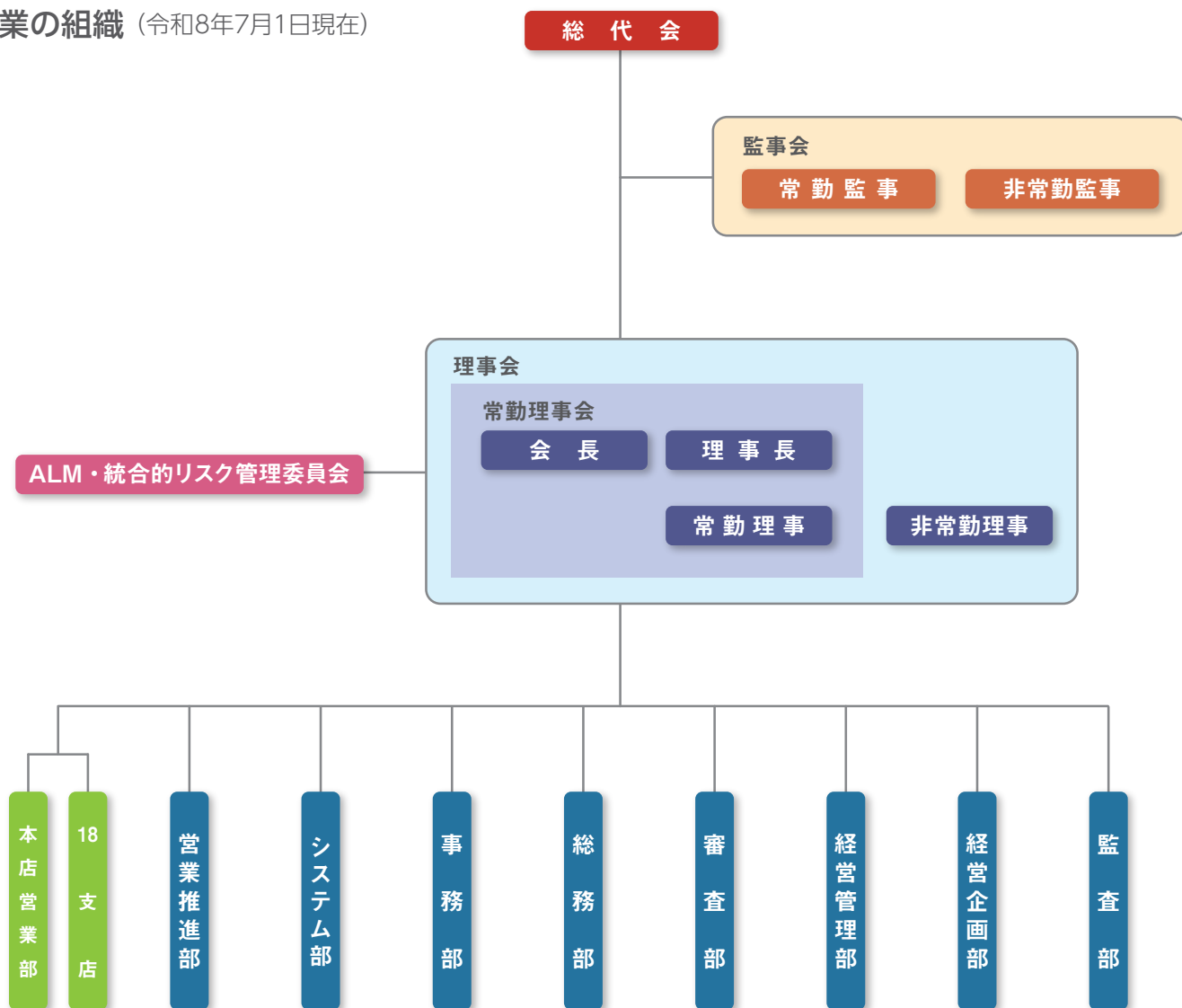
●保険商品

主な保険商品	
標準傷害保険 「しんくみホッとプラン」	お手頃な保険料で組合員およびそのご家族のさまざまな事故によるケガを補償する団体傷害保険です。
住宅ローン関連火災保険 「安心あっとホーム」 「タフ・すまいの保険」 「トータルアシスト住まいの保険」 「安心マイホーム THEすまいの保険」	火災を主とした災害による、大切なお住まいの建物や家財の損害を補償する保険です。
業務災害補償保険 「タフビズ」 「経営ダブルアシスト」 「ビジネスマスター・プラス」	業務上の災害に起因する様々なリスク・トラブルを総合的に補償する業務災害補償保険です。

●融資商品

主な融資商品	資金のお使いみち	
事業用の ローン		当組合では、お客様の事業内容等に応じて、オーダーメイドな商品をご提案いたします。 また、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会など、政府系金融機関等の代理貸付制度、県・市町村の制度融資もご利用いただけます。
	グッドビジネス ローン「アシスト」	当組合にお借入のない方が、事業資金にご利用いただけます。
	協調サポート	日本政策金融公庫と当組合が連携して事業資金のニーズにお応えします。
住宅関係 のローン	すまいる住宅 ローン	自己所有のための居住用住宅(マンション含む)の新築・購入(中古住宅購入を含む)・増改築資金としてご利用いただけます。
お使いみ ち限定の ローン	超多目的 ローン	住宅や店舗併用住宅のリフォーム、お車のご購入、大学等への入学金・学費・教材のご購入等の、お使いみちが決まった資金にご利用いただけます。ただし、事業性資金は除きます。
お使いみ ち自由の ローン	フリーローン 「チョイス」	お使いみちは自由ですが、事業資金は除きます。
	アシスト・プラス カードローン アラカルト	

事業の組織 (令和8年7月1日現在)



役員一覧

会長 (経営全般)	森 嶋 篤 男
理事長 (経営全般・監査部担当)	細 野 克 也
専務理事 (営業推進部・事務部担当)	大 野 賢
常務理事 (経営企画部・経営管理部・総務部担当 総務部長)	中 田 浩 章
常務理事 (審査部担当 審査部長)	峯 岸 伸 行
理事 (システム部担当 システム部長)	中 根 英 祐
理事	牧 村 昭 司
理事	栗 本 利 泰
理事	菊 本 舞
理事	西 川 敏 幸
理事	石 原 佳 洋
監事	後 藤 清 明
監事	鉾 口 崇
監事	鈴 木 康 也

注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めています。

(令和8年7月1日現在)

会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

(令和8年7月1日現在)



決算の状況

●貸借対照表

■ 資産の部		(単位 百万円)	
		第72期 (令和7年3月31日)	第73期 (令和8年3月31日)
現金	金	1,574	1,605
預 け	金	13,796	12,310
金 銭	の 信 託	2,437	1,371
有 価 証 券		76,265	71,795
国 債		3,773	1,596
地 方 債		8,396	8,160
社 債		43,499	42,368
株 式		84	30
そ の 他 の 証 券		20,510	19,638
貸 出 金		191,216	195,051
割 引 手 形		250	206
手 形 貸 付		22,836	22,546
証 書 貸 付		156,440	161,043
当 座 貸 越		11,688	11,254
そ の 他 資 産		1,392	1,318
未 決 済 為 替 貸		78	21
全 信 組 連 出 資 金		686	686
未 収 収 益		310	334
そ の 他 の 資 産		316	276
有 形 固 定 資 産		5,941	6,508
建 物		2,410	2,980
土 地		2,865	2,975
建 設 仮 勘 定		275	225
その他の有形固定資産		389	327
無 形 固 定 資 産		50	83
ソ フ ト ウ ェ ア		37	69
その他の無形固定資産		13	13
繰 延 税 金 資 産		482	541
債 務 保 証 見 返		5	5
貸 倒 引 当 金		△1,343	△1,308
(うち個別貸倒引当金)		(△466)	(△548)
資 産 の 部 合 計		291,818	289,281

※資産の中心は貸出金です。

■ 負債の部		(単位 百万円)	
		第72期 (令和7年3月31日)	第73期 (令和8年3月31日)
預 金	積 金	252,780	255,193
当 座	預 金	2,280	2,107
普 通	預 金	67,962	64,478
貯 蓄	預 金	437	383
通 知	預 金	1,516	2,105
定 期	預 金	178,544	184,186
定 期	積 金	1,337	1,165
そ の 他 の 預 金		701	765
借 用 金		15,800	10,700
当 座	借 越	15,800	10,700
そ の 他 負 債		1,566	2,076
未 決 済 為 替 借		72	56
未 払 費 用		816	1,155
給 付 補 填 備 金		1	1
未 払 法 人 税 等		103	182
前 受 収 益		325	367
払 戻 未 済 金		117	188
資 産 除 去 債 務		61	61
そ の 他 の 負 債		68	63
賞 与 引 当 金		193	198
退 職 給 付 引 当 金		230	179
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		7	15
偶 発 損 失 引 当 金		30	32
再評価に係る繰延税金負債		129	97
債 務 保 証		5	5
負 債 の 部 合 計		270,743	268,499

■ 純資産の部		(単位 百万円)	
		第72期 (令和7年3月31日)	第73期 (令和8年3月31日)
出 資 金		12,125	12,782
普 通 出 資 金		9,625	10,282
優 先 出 資 金		2,500	2,500
資 本 剰 余 金		2,500	2,500
資 本 準 備 金		2,500	2,500
利 益 剰 余 金		7,830	7,974
利 益 準 備 金		2,675	2,735
そ の 他 利 益 剰 余 金		5,155	5,239
特 別 積 立 金		4,558	4,658
当期末処分剰余金		597	581
組 合 員 勘 定 合 計		22,456	23,256
その他有価証券評価差額金		△1,487	△2,487
土 地 再 評 価 差 額 金		106	12
評価・換算差額等合計		△1,380	△2,474
純 資 産 の 部 合 計		21,075	20,782
負債及び純資産の部合計		291,818	289,281

※負債の中心は預金・積金です。

※給付補填備金は、定期積金の利息に必要な額を計上するための勘定です。

※組合員勘定は、皆様の出資金と利益(剰余金)の一部を積み立てた準備金・積立金等です。

■ 損益計算書

(単位 百万円)

	第72期 (令和6年4月1日より 令和7年3月31日)	第73期 (令和7年4月1日より 令和8年3月31日)
経常収益	6,232	6,298
資金運用収益	5,183	5,650
貸出金利息	4,052	4,455
預け金利息	44	96
有価証券利息配当金	1,059	1,070
その他の受入利息	27	27
役務取引等収益	240	238
受入為替手数料	34	35
その他の役務収益	206	202
その他業務収益	585	22
国債等債券売却益	537	0
その他の業務収益	48	21
その他経常収益	222	387
償却債権取立益	191	70
株式等売却益	15	224
金銭の信託運用益	14	92
その他の経常収益	0	0
経常費用	5,534	5,841
資金調達費用	447	793
預金利息	438	737
給付補填備金繰入額	0	0
借入金利息	8	55
役務取引等費用	245	212
支払為替手数料	20	21
その他の役務費用	225	191
その他業務費用	1	881
国債等債券売却損	—	678
国債等債券償却	—	202
その他の業務費用	1	0
経常費用	3,429	3,531
人件費	2,215	2,182
物件費	1,128	1,211
税金	85	136
その他経常費用	1,410	422
貸倒引当金繰入額	333	18
貸出金償却	879	361
その他の経常費用	160	42
経常利益	698	457
特別損失	233	29
固定資産処分損	110	29
税引前当期純利益	464	428
法人税・住民税・事業税	154	248
法人税等調整額	△25	△92
法人税等合計	128	156
当期純利益	336	271
繰越金(当期首残高)	220	218
土地再評価差額金取崩額	40	91
当期末処分剰余金	597	581

※損益計算書の主体は、経常収益と経常費用です。当組合の1年間の営業活動の大部分がこの数字に集約されます。経常収益と経常費用の差額が経常利益になります。

※経常収益の中心は貸出金利息です。貸出金利息は貸付金利息と割引料の合計です。

※役務取引等収益は、為替取扱手数料と代理業務取扱手数料が主なものです。

※経常費用の中心は、預金利息と経費から成り立っています。

※経費の主体は人件費と物件費です。物件費とは一般経費とご理解いただければよいと思います。

■ 剰余金処分計算書

(単位 百万円)

	第72期 (令和6年4月1日より 令和7年3月31日)	第73期 (令和7年4月1日より 令和8年3月31日)
当期末処分剰余金	597	581
剰余金処分額	379	421
利益準備金	60	59
普通出資に対する配当金	183	199
優先出資に対する配当金	36	62
特別積立金	100	100
次期繰越金	218	160

● 法定監査

当組合の令和8年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその付属明細書並びに剰余金処分案については、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和8年5月26日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

● 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月19日 岐阜商工信用組合 理事長

細野 克也

注記事項〔貸借対照表関係〕

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,326百万円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,436百万円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
(土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税)の課税価格計算の基礎となる土地の価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △837百万円
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----|-----|---|-----|
| 建物 | 15年 | ～ | 47年 |
| その他 | 5年 | ～ | 15年 |
6. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)で非保全額が一定額以上かつ直近3事業年度以上破綻懸念先である大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの必要な修正を加えて算定しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
- 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が資産査定を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,838百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から損益処理しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(全国信用組合企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができいたため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
- | |
|--------|
| 2.102% |
|--------|
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△8,850百万円及び別途積立金44,804百万円あります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金88百万円を費用で処理しております。なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されたため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。役務取引等収益のうち、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。
14. 資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 3,284百万円
16. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	845百万円
危険債権額	2,685百万円
三月以上延滞債権額	30百万円
貸出条件緩和債権額	915百万円
合計額	4,476百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は206百万円であります。

18. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 3,000百万円
	有価証券 17,217百万円
担保資産に対応する債務	借入金 10,700百万円
上記のほか、為替取引のために、預け金 3,000百万円を担保提供しております。	
出資1口当たりの純資産額	764円41銭

20. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、クレジットポリシー及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM-統合的リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM-統合的リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM-統合的リスク管理委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理の諸規程に従い行われております。

このうち、経営管理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合のVaRは、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で908百万円あります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等に係る評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	12,310	12,112	△ 198
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,061	913	△ 148
その他有価証券	69,771	69,771	—
(3) 貸出金 (*1)	195,051		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,308		
	193,742	194,234	492
金融資産計	276,886	277,032	146
(1) 預金積金 (*1)	255,193	251,912	△ 3,280
(2) 借入金 (*1)	10,700	10,700	—
金融負債計	265,893	262,612	△ 3,280

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。仕組預け金については、預け先の算出した時価により記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22～25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OIS、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

仕組貸出金については、カウンターパーティーの算出した時価により記載しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(OIS、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間(1年以内)のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該約定価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	30
全信組連出資金 (*1)	686
組合出資金 (*2)	930
合 計	1,648

(※1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24・16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

22. 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券 (単位 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	200	202	2
	小 計	200	202	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	861	711	△150
	小 計	861	711	△150
合 計		1,061	913	△148

(3) その他有価証券

(単位 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	1,812	1,738	73
	地方債	714	702	12
	社 債	1,097	1,035	61
	そ の 他	5,825	4,610	1,214
	小 計	7,637	6,348	1,288
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	30	30	—
	債 券	49,452	52,894	△3,442
	国 債	1,596	1,885	△288
	地方債	7,445	7,682	△236
	社 債	40,409	43,326	2,917
	そ の 他	13,612	13,946	△333
	小 計	63,095	66,871	△3,775
合 計		70,733	73,220	△2,487

23. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

24. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,543百万円	56百万円	678百万円

25. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	2,364	30,879	3,968	14,914
国 債	—	—	392	1,204
地 方 債	567	7,112	200	279
社 債	1,796	23,766	3,375	13,430
そ の 他	994	11,859	485	—
合 計	3,358	42,738	4,453	14,914

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、202百万円(うち、社債202百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、予め定めている償却・引当基準に次のとおり定めております。

(1) 時価が帳簿価額と比較して50%以上下落した場合

(2) 時価が帳簿価額と比較して30%以上50%未満下落した有価証券等で次のいずれかに該当する場合

① 過去2年間にわたり帳簿価額よりも30%以上下落している場合

② 発行会社が債務超過の状態にある場合

③ 発行会社の直近2期の決算において連続して赤字決算を行った場合

④ 債券の発行国、発行会社の格付けが著しく低下(トリプルC相当以下)した場合

27. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 1,371百万円

当期の損益に含まれた評価差額 ー百万円

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託の取扱いはありません。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,396百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,396百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位 百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	681
減損損失	123
賞与引当金	55
退職給付引当金	50
その他	228
繰延税金資産小計	1,138
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△597
評価性引当額小計	△597
繰延税金資産合計	541
再評価に係る繰延税金資産	66
評価性引当額	△66
再評価に係る繰延税金負債	97
再評価に係る繰延税金負債の純額	97

30. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,308百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[損益計算書関係]

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 10円35銭

3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針をあわせて注記しております。

損益の状況

■ 利回・利鞘 (単位 %)			
	令和7年3月期	令和8年3月期	
資金運用利回	1.81	1.95	
資金調達原価率	1.43	1.57	
預貸金利鞘	0.65	0.67	
総資金利鞘	0.38	0.37	

※資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
※資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

■ 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り (単位 百万円)						
	令和7年3月期			令和8年3月期		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	285,002	5,183	1.81	289,477	5,650	1.95
貸出金	190,069	4,052	2.13	191,692	4,455	2.32
預け金	15,542	44	0.28	20,557	96	0.47
有価証券	78,704	1,059	1.34	76,541	1,070	1.39
資金調達勘定	267,635	443	0.16	271,501	786	0.28
預金積金	261,816	439	0.16	258,050	738	0.28
借入金	8,510	8	0.09	15,817	55	0.35

※「資金調達勘定」は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を控除して表示しています。
(平残:令和6年度 2,691百万円、令和7年度 2,365百万円)
(利息:令和6年度 4,467千円、令和7年度 6,860千円)

業務の状況

■ 預金種目別平均残高 (単位 百万円/%)			
	令和7年3月期	令和8年3月期	
当座預金	1,948 (0.7)	2,317 (0.9)	
普通預金	68,447 (26.1)	67,763 (26.2)	
貯蓄預金	463 (0.1)	420 (0.1)	
通知預金	1,413 (0.5)	1,590 (0.6)	
別段預金	259 (0.1)	268 (0.1)	
納税準備預金	148 (0.0)	154 (0.0)	
定期預金	187,726 (71.7)	184,294 (71.4)	
定期積金	1,408 (0.5)	1,242 (0.4)	
合 計	261,816 (100.0)	258,050 (100.0)	

※()内は構成比です。

■ 定期預金種類別残高 (単位 百万円)		
	令和7年3月期	令和8年3月期
定期預金	178,544	184,186
固定金利定期預金	178,166	183,823
変動金利定期預金	44	34
その他	333	328

■ 受取利息および支払利息の増減 (単位 百万円)		
	令和7年3月期	令和8年3月期
受取利息の増減	254	466
支払利息の増減	21	346

※受取利息は、貸出金、預け金、金融機関貸付金等、有価証券の各利息合計額の前期比増減額を記載しております。
※支払利息は、預金積金、譲渡性預金、借入金の各利息合計額の前期比増減額を記載しております。

■ 業務粗利益および業務純益等 (単位 百万円)			
		令和7年3月期	令和8年3月期
資金運用利益	(A)=(B)-(C)	4,740	4,863
資金運用収益	(B)	5,183	5,650
資金調達費用	(C)	443	786
役務取引等利益	(D)=(E)-(F)	△4	25
役務取引等収益	(E)	240	238
役務取引等費用	(F)	245	212
その他の業務利益	(G)=(H)-(I)	584	△859
その他の業務収益	(H)	585	22
その他の業務費用	(I)	1	881
業務粗利益	(A)+(D)+(G)	5,320	4,030
業務粗利益率		1.86%	1.39%
業務純益		1,626	624
実質業務純益		1,898	507
コア業務純益		1,361	1,387
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		1,351	1,387

※「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しています。
(令和6年度 4,467千円、令和7年度 6,860千円)

※業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
※業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
※実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
※コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■ 貸出金種類別平均残高 (単位 百万円/%)			
	令和7年3月期	令和8年3月期	
割引手形	373 (0.2)	238 (0.1)	
手形貸付	22,030 (11.5)	22,424 (11.6)	
証書貸付	155,222 (81.6)	157,732 (82.2)	
当座貸越	12,442 (6.5)	11,297 (5.8)	
合 計	190,069 (100.0)	191,692 (100.0)	

※()内は構成比です。

■ 貸出金利区分別残高 (単位 百万円)		
	令和7年3月期	令和8年3月期
貸出金	191,216	195,051
うち変動金利	106,839	112,626
うち固定金利	84,376	82,424

■ 貸出金資金使途別内訳 (単位 百万円/%)		
	令和7年3月期	令和8年3月期
設備資金	106,040 (55.4)	109,292 (56.0)
運転資金	85,176 (44.5)	85,758 (43.9)
合 計	191,216 (100.0)	195,051 (100.0)

※()内は構成比です。

業務の状況

貸出金業種別内訳

(単位 百万円/%)

	令和7年3月期				令和8年3月期			
	令和7年3月期		令和8年3月期		令和7年3月期		令和8年3月期	
製造業	15,586	(8.2)	15,669	(8.0)	615	(0.3)	942	(0.5)
農業、林業	26	(0.0)	21	(0.0)	87	(0.0)	87	(0.0)
漁業	19,448	(10.2)	19,149	(9.8)	9,653	(5.0)	9,149	(4.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	578	(0.3)	547	(0.3)	3,428	(1.8)	3,209	(1.6)
建設業	12,787	(6.7)	13,183	(6.8)	4,726	(2.5)	3,840	(2.0)
電気、ガス、熱供給、水道業	43,457	(22.7)	46,618	(23.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	971	(0.5)	1,888	(1.0)	657	(0.3)	597	(0.3)
運輸業、郵便業	3,540	(1.9)	3,242	(1.7)	6,485	(3.4)	6,641	(3.4)
卸売業、小売業	1,756	(0.9)	1,644	(0.8)	15,071	(7.9)	18,051	(9.3)
金融業、保険業	10,327	(5.4)	10,622	(5.4)	296	(0.2)	115	(0.1)
不動産業	149,504	(78.2)	155,224	(79.6)	4,026	(2.1)	4,294	(2.2)
物品賃貸業	37,685	(19.7)	35,532	(18.2)	191,216	(100.0)	195,051	(100.0)
学術研究、専門・技術サービス業								
宿泊業								
飲食業								
生活関連サービス業、娯楽業								
教育、学習支援業								
医療、福祉								
その他のサービス								
その他の産業								
小計								
国・地方公共団体等								
個人(住宅・消費・納税資金等)								
合計								

※()内は構成比です。

注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位 百万円)

	令和7年3月期		令和8年3月期	
	期末残高	増減高	期末残高	増減高
一般貸倒引当金	877	272	759	△117
個別貸倒引当金	466	△472	548	82
合計	1,343	△199	1,308	△34

※貸倒引当金とは、回収困難な貸出金を償却する場合などに備えて積み立てている引当金です。
※当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却

(単位 百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
貸出金償却額	879	361

貸出金担保別／債務保証見返額

(単位 百万円/%)

	令和7年3月期				令和8年3月期			
	令和7年3月期		令和8年3月期		令和7年3月期		令和8年3月期	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当組合預金積金	955	0.4	4	72.2	705	0.3	4	77.5
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	116,636	60.9	1	21.3	121,559	62.3	0	16.6
信用保証協会・信用保険	14,828	7.7	0	6.5	15,541	7.9	0	5.8
保証	34,432	18.0	—	—	33,122	17.0	—	—
信用	24,361	12.7	—	—	24,121	12.3	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	191,216	100.0	5	100.0	195,051	100.0	5	100.0

協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権

(単位 百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	790	845
危険債権額	2,321	2,685
要管理債権額	1,306	946
三月以上延滞債権額	24	30
貸出条件緩和債権額	1,282	915
小計 (A)	4,419	4,476
正常債権額	186,902	190,694
合計 (B)	191,322	195,171
不良債権比率 (A)/(B)×100	2.31%	2.29%

(注)

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

各種指標等

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位 %)

	令和7年3月期	令和8年3月期
総資産経常利益率	0.23	0.15
総資産当期純利益率	0.11	0.09

※総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

預貸率／預証率

(単位 %)

		令和7年3月期	令和8年3月期
預貸率	期中平均預貸率	72.59	74.28
	期末預貸率	75.64	76.43
預証率	期中平均預証率	30.06	29.66
	期末預証率	30.17	28.13

※預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

※預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の内訳

■ 有価証券種類別平均残高

(単位 百万円/%)

	令和7年3月期	令和8年3月期
国 債	4,409(5.6)	4,093(5.3)
地 方 債	8,493(10.7)	8,420(11.0)
短 期 社 債	—	—
社 債	46,366(58.9)	45,345(59.2)
株 式	64(0.0)	62(0.0)
外 国 証 券 そ の 他	19,370(24.6)	18,619(24.3)
合 計	78,704(100.0)	76,541(100.0)

※()内は構成比です。
※その他とは貸付信託、証券投資信託、外国証券、貸付有価証券です。
注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位 百万円)

区 分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期 間 の 定めなし	合 計
令和7年3月末								
国 債	—	—	—	—	412	3,361	—	3,773
地 方 債	70	847	6,012	1,017	105	342	—	8,396
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,416	5,951	14,058	4,903	1,442	14,727	—	43,499
株 式	—	—	—	—	—	—	84	84
外国証券その他	2,099	3,593	7,465	1,367	400	—	5,584	20,510
合 計	4,585	10,392	27,536	7,289	2,360	18,431	5,668	76,265

令和8年3月末

国 債	—	—	—	196	195	1,204	—	1,596
地 方 債	567	1,228	5,883	125	75	279	—	8,160
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,796	10,343	13,423	2,116	1,259	13,430	—	42,368
株 式	—	—	—	—	—	—	30	30
外国証券その他	994	6,644	5,214	285	200	—	6,298	19,638
合 計	3,358	18,216	24,521	2,723	1,729	14,914	6,329	71,795

※その他とは貸付信託、証券投資信託、外国証券、貸付有価証券です。

時価情報

■ 有価証券の時価情報

(単位 百万円)

- I. 売買目的有価証券 該当ありません。
II. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

令和7年3月末	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
社 債	599	590	△9	0	△9
そ の 他	400	410	10	10	—
合 計	999	1,001	1	11	△9

令和8年3月末	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
社 債	861	711	△150	—	△150
そ の 他	200	202	2	2	—
合 計	1,061	913	△148	2	△150

※時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
※その他は外国証券及び投資信託等です。

III. その他有価証券で時価のあるもの

令和7年3月末	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	33	53	20	20	—
国 債	4,416	3,773	△642	12	△655
債券 地方債	8,458	8,396	△61	28	△90
社 債	44,392	42,900	△1,492	74	△1,567
そ の 他	18,725	19,368	689	918	△229
合 計	76,025	74,492	△1,487	1,054	△2,541

令和8年3月末	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	—	—	—	—	—
国 債	1,885	1,596	△288	—	△288
債券 地方債	8,385	8,160	△224	12	△236
社 債	44,362	41,506	△2,855	61	△2,917
そ の 他	17,626	18,507	881	1,214	△333
合 計	72,259	69,771	△2,487	1,288	△3,775

※貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
※その他は外国証券及び投資信託等です。

IV. 市場価格のない株式等及び組合出資金

	令和7年3月末 貸借対照表計上額	令和8年3月末 貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	30	30
全 信 組 連 出 資 金	686	686
組 合 出 資 金	742	930
合 計	1,459	1,648

※非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
※組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

V. 当期中に売却したその他有価証券

	令和7年3月末 その他有価証券	令和8年3月末 その他有価証券
売 却 額	1,329	2,543
売 却 益 の 合 計 額	536	56
売 却 損 の 合 計 額	—	678

VI. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定金額

令和7年3月末	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	—	—	412	3,361
債券 地方債	70	6,859	1,123	342
社 債	2,416	20,009	6,346	14,727
そ の 他	2,099	11,059	1,767	—
合 計	4,585	37,928	9,649	18,431

令和8年3月末	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	—	—	392	1,204
債券 地方債	567	7,112	200	279
社 債	1,796	23,766	3,375	13,430
そ の 他	994	11,859	485	—
合 計	3,358	42,738	4,453	14,914

■ 運用目的の金銭の信託

(単位 百万円)

令和7年3月末	令和8年3月末
貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
2,437	1,371
当事業年度の損益に含まれた評価差額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
△16	—

※貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からお預かりしている普通出資金、上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金および利益剰余金等が該当します。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。これらの発行主体はいずれも当組合であります。

区 分	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(百万円)	配 当 率
普通出資	10,282	2.00%
非累積的 永久優先出資	5,000	1.25%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、経営陣にて構成されるALM・統合的リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、当組合の「資産の自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| ①(株)日本格付投資情報センター(R&I) | ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| ②(株)日本格付研究所(JCR) | ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P) |

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、当組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める「各事務取扱要領」及び「担保物件評価要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として当組合預金積金、上場株式、保証等が認められていますが、当組合では、当組合預金積金のみを対象としております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引、長期決済期間取引ともに該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、「統合的リスク管理方針」に従って管理体制や管理方法の強化に努めております。

リスクの計測に関しましては、標準的計測手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的計測手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、ALM・総合的リスク管理委員会、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況などを確認し、理事会に定期的に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式または投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「有価証券運用基準」及び「余裕資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクについて

(1) リスクの管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM・総合的リスク管理委員会と協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」とする。）について現在価値の変動額である Δ EVEを計測しております。なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期ごとで金利リスクを計測しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- | | |
|---|---|
| <p>(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。</p> <p>(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は3年です。</p> <p>(c) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及び前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。</p> <p>(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。</p> <p>(e) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出したΔEVEが正となる通貨のみを対象としております。</p> | <p>(f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。</p> <p>(g) 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。</p> <p>(h) 前事業年度の開示からの変動に関する説明
開示初年度であるため記載しておりません。</p> <p>(i) 計測値の解釈や重要性に関する説明
ΔEVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。</p> |
|---|---|

B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法およびリスク量についてはP.36に記載しております。

自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円, %)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,236	22,994
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,625	15,282
うち、利益剰余金の額	7,830	7,974
うち、外部流出予定額 (△)	219	262
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	877	759
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	877	759
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,113	23,754
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	36	60
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	60
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	36	60
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	23,076	23,693
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	181,056	189,065
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,842	8,328
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	188,898	197,394
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	12.21%	12.00%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	181,056	7,242	189,065	7,562
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	175,818	7,032	183,915	7,356
(i) ソブリン向け	6,190	247	5,961	238
(ii) 金融機関向け	5,277	211	4,550	182
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	260	10	2,088	83
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	75,901	3,036	83,180	3,327
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	28,585	1,143	26,306	1,052
トラザクター向け	201	8	172	6
(vi) 不動産関連向け	33,515	1,340	34,267	1,370
自己居住用不動産等向け	5,625	225	5,032	201
賃貸用不動産向け	2,838	113	2,861	114
事業用不動産関連向け	25,051	1,002	26,373	1,054
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債及びその他資本性証券等	11,027	441	11,653	466
(viii) 延滞等向け	2,501	100	2,821	112
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	511	20	672	26
(x) 株式等	3,300	132	4,765	190
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	686	27	686	27
(xiv) その他	8,321	332	9,048	361
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,237	209	5,150	206
ルックスルー方式	5,237	209	5,150	206
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250％）	—	—	—	—
蓋然性方式（400％）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250％）	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ C V A リスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	7,842	313	8,328	333
B I	5,228		5,552	
B I C	627		666	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	188,898	7,555	197,394	7,895

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

自己資本の充実の状況

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							延滞 エク スポ ージャー	
					貸出金、コミットメ ント及びその他のデ リバティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		
			令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
国	内	300,918	300,918	196,191	200,080	72,954	69,087	—	—	2,979	3,420
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		300,918	300,918	196,191	200,080	72,954	69,087	—	—	2,979	3,420
製 造 業		23,510	23,678	16,085	16,155	7,425	7,523	—	—	162	331
農 業、林 業		694	1,016	694	1,016	—	—	—	—	3	2
漁 業		57	50	57	50	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業		98	97	98	97	—	—	—	—	8	8
建 設 業		23,694	23,584	22,894	22,284	800	1,300	—	—	257	432
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業		13,780	13,156	9,780	9,256	4,000	3,900	—	—	0	—
情 報 通 信 業		3,812	4,385	612	585	3,200	3,800	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		5,294	5,357	3,694	3,457	1,600	1,900	—	—	19	42
卸 売 業、小 売 業		14,712	15,513	13,712	14,013	1,000	1,500	—	—	416	392
金 融、保 険 業		18,683	16,591	4,794	3,898	13,888	12,692	—	—	—	—
不 動 産 業		45,995	48,721	43,795	46,921	2,200	1,800	—	—	715	423
物 品 賃 貸 業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,417	2,273	1,417	2,273	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		657	597	657	597	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		5,858	4,076	4,558	4,076	1,300	—	—	—	295	283
生活関連サービス業、娯楽業		7,536	7,775	7,536	7,675	—	100	—	—	176	164
教 育、学 習 支 援 業		1,765	1,646	1,765	1,646	—	—	—	—	—	259
医 療、福 祉		15,096	18,075	15,096	18,075	—	—	—	—	23	19
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		12,361	12,541	11,759	11,939	602	602	—	—	153	131
そ の 他 の 産 業		297	2,309	297	2,309	—	—	—	—	18	36
国・地 方 公 共 団 体 等		41,098	38,267	4,159	4,298	36,938	33,969	—	—	—	—
個 人		32,719	29,449	32,719	29,449	—	—	—	—	730	893
そ の 他		31,771	31,923	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		300,918	301,092	196,191	200,080	72,954	69,087	—	—	2,979	3,420
1 年 以 下		43,347	42,045	38,676	38,510	4,671	3,535	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		17,179	25,347	6,598	6,633	10,581	18,713	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		38,611	38,287	10,631	12,768	27,979	25,518	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		22,622	19,263	15,097	16,223	7,524	3,039	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		23,756	21,047	21,299	19,071	2,457	1,975	—	—		
1 0 年 超		118,294	117,930	98,553	101,625	19,740	16,304	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の		5,335	5,246	5,335	5,246	—	—	—	—		
そ の 他		31,771	31,923	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		300,918	301,092	196,191	200,080	72,954	69,087	—	—		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	令和6年度	604	877	604	877
	令和7年度	877	759	877	759
個 別 貸 倒 引 当 金	令和6年度	938	466	938	466
	令和7年度	466	548	466	548
合 計	令和6年度	1,543	1,343	1,543	1,343
	令和7年度	1,343	1,308	1,343	1,308

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	39	32	32	60	39	32	32	60	162	106
農 業 、 林 業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	77	68	68	115	77	68	68	115	103	23
電気・ガス・熱供給・水道業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	3	3	3	10	3	3	3	10	—	44
卸 売 業、 小 売 業	40	19	19	17	40	19	19	17	433	6
金 融 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	544	167	167	79	544	167	167	79	41	10
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	48	—	—	—	48	—	—	—	—	—
飲 食 業	35	28	28	30	35	28	28	30	45	102
生活関連サービス業、娯楽業	6	16	16	15	6	16	16	15	—	1
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	57	—	—	—	57	—	1
医 療 、 福 祉	7	0	0	—	7	0	0	—	25	23
そ の 他 の サ ー ビ ス	7	19	19	16	7	19	19	16	—	13
そ の 他 の 産 業	1	1	1	3	1	1	1	3	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	123	106	106	141	123	106	106	141	24	26
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	42	0
合 計	938	466	466	548	938	466	466	548	879	361

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	1,574	—	1,574	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,416	—	4,416	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	14,988	—	14,988	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	8,586	—	8,586	—	3,307	39%
国際開発銀行向け	400	—	400	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	20,264	—	20,264	—	2,026	10%
地方三公社向け	300	—	300	—	60	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,340	—	19,340	—	5,277	27%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,202	—	1,202	—	260	22%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	95,402	5,649	94,870	531	75,901	80%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	40,176	43,041	39,614	857	28,585	71%
トランザクター向け	—	8,214	—	448	201	45%
不動産関連向け	46,522	—	46,481	—	33,515	72%
自己居住用不動産等向け	17,088	—	17,074	—	5,625	33%
賃貸用不動産向け	5,215	—	5,213	—	2,838	54%
事業用不動産関連向け	24,219	—	24,194	—	25,051	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	11,027	—	11,027	—	11,027	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,026	7,995	2,025	0	2,501	123%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	512	—	511	—	511	100%
取立未済手形	78	—	78	—	15	20%
信用保証協会等による保証付	13,138	—	13,135	—	796	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	3,300	—	3,300	—	3,300	100%
合 計					166,826	

	令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	1,605	—	1,605	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,885	—	1,885	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,183	—	15,183	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	7,690	—	7,690	—	3,038	40%
国際開発銀行向け	200	—	200	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	19,599	—	19,599	—	1,959	10%
地方三公社向け	300	—	300	—	60	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,180	—	17,180	—	4,550	26%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,869	—	4,869	—	2,088	43%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	104,539	4,299	104,142	386	83,180	80%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,561	44,757	36,126	668	26,306	71%
トランザクター向け	—	7,318	—	390	172	44%
不動産関連向け	46,350	—	46,287	—	34,267	74%
自己居住用不動産等向け	15,678	—	15,664	—	5,032	32%
賃貸用不動産向け	5,154	—	5,146	—	2,861	56%
事業用不動産関連向け	25,517	—	25,476	—	26,373	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,323	—	9,323	—	11,653	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,220	42	2,219	4	2,821	127%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	673	—	672	—	672	100%
取立未済手形	21	—	21	—	4	20%
信用保証協会等による保証付	13,605	—	13,601	—	903	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	3,665	—	3,665	—	4,765	130%
合 計					174,184	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度									
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）									
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%
現金	1,574	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,416	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	14,988	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	1,086	—	6,800	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	20,264	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,334	—	14,796	—	202	—	—	—	1,000	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,000	—	202	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	5,300	—	—	—	—	—	7,800	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	50	—	—	—	—	448	7,863	—
トラザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	448	—	—
不動産関連向け	—	—	2,859	2,190	7,224	572	2,423	994	3,284	902
自己居住用不動産等向け	—	—	2,859	2,190	6,315	—	2,423	—	3,284	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	908	572	—	994	—	902
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	17	—	—	—	—	—	246	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	78	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	5,170	7,965	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	27,883	28,229	24,488	2,190	14,226	572	2,423	1,442	20,194	902

	令和6年度									
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）									
	70%	75%	80%	90%	100%	110%	150%	250%	合計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	1,574	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	4,416	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	14,988	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	700	—	8,586	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	400	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	20,264	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	300	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	1,000	—	—	1,006	—	—	—	19,340	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	1,202	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	2,200	72,068	—	8,033	—	—	—	95,401	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	30,670	—	—	1,439	—	—	—	40,471	
トラザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	448	
不動産関連向け	2,539	1,835	—	2,732	—	18,921	—	—	46,481	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	17,074	
賃貸用不動産向け	—	1,835	—	2,732	—	—	—	—	7,946	
事業用不動産関連向け	2,539	—	—	—	—	18,921	—	—	21,461	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	11,027	—	11,027	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	540	—	1,222	—	2,026	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	511	—	—	—	511	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	78	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	13,135	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	3,300	3,300	
合 計	2,539	35,706	72,068	2,732	11,530	18,921	12,950	3,300	282,305	

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	令和7年度									
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）									
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%
現金	1,605	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,183	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,885	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	1,090	—	5,900	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	19,599	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,260	—	13,812	—	100	—	—	—	1,000	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,260	—	1,502	—	100	—	—	—	1,000	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	5,700	—	—	—	—	—	8,800	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	58	—	—	—	—	376	7,186	—
トランザクター向け	—	—	13	—	—	—	—	376	—	—
不動産関連向け	—	—	3,037	2,061	6,389	403	2,713	852	2,341	1,237
自己居住用不動産等向け	—	—	3,037	2,061	5,510	—	2,713	—	2,341	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	878	403	—	852	—	1,237
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	15	—	—	—	—	—	193	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,566	9,035	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	24,701	28,634	24,035	2,061	12,389	403	2,713	1,229	19,522	1,237

	令和7年度									
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）									
	70%	75%	80%	90%	100%	110%	150%	250%	合計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	1,605	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	6,183	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	10,885	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	700	—	7,690	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	200	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	19,599	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	300	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	1,006	—	17,180	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	1,006	—	4,869	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	2,400	78,587	—	9,041	—	—	—	104,528	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	26,561	—	—	2,610	—	—	—	36,795	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	390	
不動産関連向け	2,524	1,773	—	3,203	—	19,748	—	—	46,287	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	15,664	
賃貸用不動産向け	—	1,773	—	—	—	—	—	—	5,146	
事業用不動産関連向け	2,524	—	—	3,203	—	19,748	—	—	25,476	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	9,323	—	9,323	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	600	—	1,413	—	2,224	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	672	—	—	—	672	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	21	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	13,601	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	3,665	3,665	
合 計	2,524	30,735	78,587	3,203	12,925	19,748	12,443	3,665	280,764	

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	令和 6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	97,611	—	—	97,591
40% ～ 70%	27,054	8,214	10.00	27,502
75%	35,858	34,818	10.00	35,706
80%	—	—	—	—
85%	71,995	4,221	10.00	72,068
90% ～ 100%	27,363	1,435	10.00	27,289
105% ～ 130%	18,946	—	—	18,921
150%	12,950	7	10.00	12,950
250%	3,796	—	—	3,796
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	295,577	48,698	10.00	295,827

告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	92,227	144	10.00	92,226
40% ～ 70%	26,852	7,204	10.00	27,227
75%	30,897	37,377	10.00	30,735
80%	—	—	—	—
85%	78,568	3,235	10.00	78,587
90% ～ 100%	16,163	1,093	10.00	16,129
105% ～ 130%	20,795	—	—	20,754
150%	11,433	42	10.00	11,436
250%	3,665	—	—	3,665
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	280,605	49,098	10.00	280,764

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー>

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,624	4,755	7,988	7,315	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

自己資本の充実の状況

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	53	53	—	—
非 上 場 株 式 等	717	717	1,648	1,648
合 計	771	771	1,648	1,648

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	15	224
売 却 損	21	—
償 却	—	—

(注) 1. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。
2. 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△1,487	△2,487

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4,434	3,565
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行動定の金利リスク (通称:IRRBB)					
項番		△EVE (経済価値の変動)		△NII (期間収益の変動)	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	986	57	735	595
2	下方パラレルシフト	0	0	700	766
3	スティープ化	1,671	963		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	26	26		
6	短期金利低下	567	557		
7	最大値	1,671	963	735	766
		令和6年度	令和7年度		
8	自己資本の額	23,076	23,693		

(注) 1. 金利リスクの算出手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

役員等の報酬体系

●対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し退任時に総代会で承認を得た後、支払うこととしています。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	102	130
監 事	12	20
合 計	114	150

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。
3. 令和7年度において、使用人兼務理事に該当する者はいませんでした。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

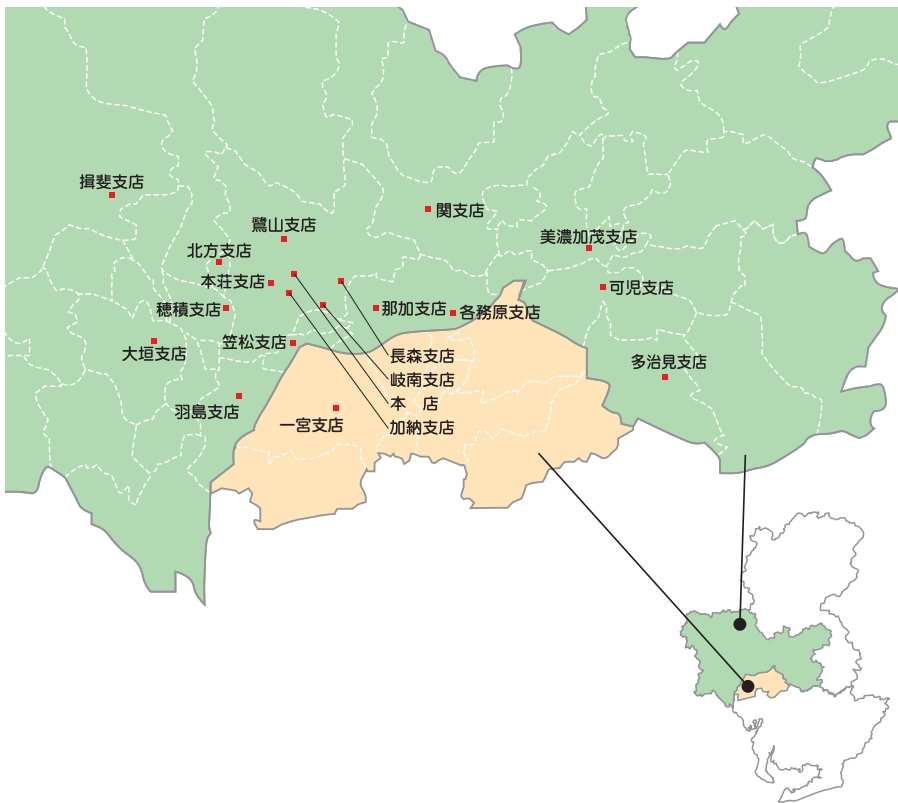
(注) 1. 対象職員等には、期中に就任したものを含めています。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「職員退職慰労金規程」に基づき支払っています。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによる動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

店舗一覧

■ 岐阜市		
本 部	岐阜市美江寺町2の4の3	TEL(0120)007-882
本店営業部	岐阜市美江寺町2の4の3	TEL(058)265-2240
加 納 支 店	岐阜市加納新本町1の16	TEL(058)272-2015
鷺 山 支 店	岐阜市鷺山中洙1768の22	TEL(058)231-0105
本 荘 支 店	岐阜市鹿島町8の2	TEL(058)251-1131
長 森 支 店	岐阜市琴塚2の7の3	TEL(058)240-1101
■ 大垣市		
大 垣 支 店	大垣市南頼町1の108の1	TEL(0584)81-3237
■ 各務原市		
那 加 支 店	各務原市那加門前町2の37の13	TEL(058)382-1138
各務原支店	各務原市鷺沼朝日町2の328の2	TEL(058)370-0666
■ 羽 島 市		
羽 島 支 店	羽島市竹鼻町字大仏町276の7	TEL(058)391-6141
■ 関 市		
関 支 店	関市旭ヶ丘3の1の30	TEL(0575)22-2492
■ 美濃加茂市		
美濃加茂支店	美濃加茂市古井町下古井254	TEL(0574)26-3255

■ 可 児 市		
可 児 支 店	可児市広見5の38	TEL(0574)63-2711
■ 多 治 見 市		
多治見支店	多治見市若松町4の28の21	TEL(0572)23-7741
■ 瑞 穂 市		
穂 積 支 店	瑞穂市穂積1518の1	TEL(058)327-6666
■ 本 巢 郡		
北 方 支 店	本巣郡北方町大字加茂字徳繁川西415の1	TEL(058)324-1131
■ 羽 島 郡		
笠 松 支 店	羽島郡笠松町春日町8	TEL(058)388-1131
岐 南 支 店	羽島郡岐南町三宅1の206	TEL(058)245-5700
※岐南支店は店舗建替えに伴い一時的(2025年5月7日から2027年6月末予定)に「岐阜市東栄町2の19」で営業しております。		
■ 揖 斐 郡		
揖 斐 支 店	揖斐郡揖斐川町極楽寺118の3	TEL(0585)22-1231
■ 愛 知 県 一 宮 市		
一 宮 支 店	愛知県一宮市北園通5の5	TEL(0586)52-5652

店舗網一覧



営業地区

都道府県名	市 郡 名
岐 阜 県	岐 阜 市
//	大 垣 市
//	羽 島 市
//	各 務 原 市
//	関 市
//	美 濃 市
//	美 濃 加 茂 市
//	多 治 見 市
//	可 児 市
//	山 県 市
//	土 岐 市
//	瑞 穂 市
//	本 巢 市
//	海 津 市
//	羽 島 郡
//	安 八 郡
//	本 巢 郡
//	揖 斐 郡
//	不 破 郡
//	養 老 郡
//	可 児 郡
//	加 茂 郡
愛 知 県	一 宮 市
//	稲 沢 市
//	岩 倉 市
//	犬 山 市
//	江 南 市
//	小 牧 市
//	春 日 井 市
//	丹 羽 郡

(令和8年7月1日現在)

索引

■ごあいさつ	2
--------	---

概況・組織

1. 経営理念	1
2. 中期経営計画	1
3. 事業の組織	18
4. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	18
5. 会計監査人の氏名又は名称	18
6. 店舗一覧	37
7. 店舗網一覧	4・37
8. 営業地区	37

主要な事業の概要

9. 主要な事業の概要	17
-------------	----

事業に関する事項

10. 事業の概況	3
11. 経常収益	3
12. 経常利益（または経常損失）	3
13. 当期純利益（または当期純損失）	3
14. 出資総額・出資総口数	3
15. 純資産額	3
16. 総資産額	3
17. 預金残高	3
18. 貸出金残高	3
19. 有価証券残高	3
20. 自己資本比率（単体）	3
21. 出資に対する配当金	3
22. 職員数	3
23. 業務純益	23

主要業務に関する指標

24. 業務粗利益および業務粗利益率	23
25. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	23
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	23
27. 受取利息および支払利息の増減	23
28. 利回・利鞘	23
29. 総資産経常利益率	24
30. 総資産当期純利益率	24

預金に関する指標

31. 預金種目別平均残高	23
32. 定期預金種類別残高	23

貸出金等に関する指標

33. 貸出金種類別平均残高	23
34. 貸出金担保の種類別残高	24
35. 貸出金金利区分別残高	23
36. 貸出金資金使途別内訳	23
37. 貸出金業種別残高・構成比	24
38. 預貸率（期末・期中平均）	24

有価証券に関する指標

39. 有価証券種類別平均残高	25
40. 有価証券種類別残存期間別残高	25
41. 預証率（期末・期中平均）	24

経営管理体制に関する事項

42. 法令等遵守（コンプライアンス）態勢	11
43. コンプライアンス基本方針	11
44. コンプライアンス宣言	11
45. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	11
46. 「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況	11
47. 中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の申込みに対する方針	11
48. 反社会的勢力に対する基本方針	12
49. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金対策に係る対応方針	12
50. カスタマーハラスメントに対する基本方針	12
51. 金融商品に係る勧誘方針	12
52. 適切な保険募集を行うための方針	13
53. リスク管理体制	14
54. 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	15

財産の状況

55. 貸借対照表	19
56. 損益計算書	20
57. 剰余金処分計算書	20
58. 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認	20
59. 法定監査	20
60. 貸倒引当金（期末残高・増減高）	24
61. 貸出金償却の額	24
62. 協金法開示債権及び金融再生法開示債権	24
63. 有価証券、金銭の信託等の評価	25
64. 自己資本の充実の状況	26

その他

65. 沿革・歩み	3
66. しょうしんクラブのご紹介	10
67. トピックス	10
68. キャッシュカード・インターネットバンキング犯罪への対応	13
69. 総代会	16
70. 営業インフォメーション	17
71. 役員等の報酬体系	36

地域貢献に関する事項

72. 地域密着型金融の取組み	5
73. 金融仲介機能のベンチマークに関する取組み	5
74. 地域活性化に関する取組み	9



岐阜商工信用組合

<https://www.shoushin.co.jp/>

検索



たまる子ちゃん かりるくん